

# 令和 7 年度学習者用コンピュータ (iPad) の調達に係る入札説明書

【リース用】

令和 7 年 4 月 1 日

島根県GIGAスクール構想推進協議会  
(事務局 島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室)

島根県GIGAスクール構想推進協議会が実施する令和7年度学習者用コンピュータ（iPad）の調達に係る一般競争入札については、次のとおりとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称  
令和7年度学習者用コンピュータ（iPadリース）の調達
- (2) 調達する物品の仕様等  
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和7年8月31日（日）
- (4) 納入場所  
別添仕様書 別紙1 納入場所一覧表のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類1文具・事務用機器類小分類(4)情報処理機器）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 法人であること。

## 3 入札保証金

免除とする。

## 4 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年4月25日（金）17時までに、入札参加資格確認申請書及び次に掲げる提出資料（以下、「申請書等」という。）を紙媒体及び電子媒体で提出すること。紙媒体は2部（正本1部副本1部）を郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く）までとする。

また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間を指定するなど、期限までに到着するよう対応すること。

電子媒体を電子メールで提出する場合、電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、10(2)の問い合わせ先に事前に相談すること。

ア 入札参加資格申請書

- ・ 様式1により作成すること

イ 品目別明細書

- ・ 様式2により作成すること

ウ 応札する物品のカタログ等

- ・ 製品カタログ（コピーしたものも可とする。）または、出典元を明記したWebサイトからのプリント等を添付し、仕様項目全ての該当部分にマーカー等で印をつけること。

(2) 提出先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県GIGAスクール構想推進協議会事務局

〔担当〕島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室

(3) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、協議会事務局が指定する日時までに、遅滞なく申請書等の補正を行うこと。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、令和7年5月2日（金）17時00分までに入札参加資格確認通知書により電子メールで各申請者へ通知する。

(5) 期限までに申請書等を提出しなかった者又は入札参加資格及び事前提出書類の審査を行い、入札参加資格及び仕様内容を満たさない場合は、この入札に参加することができない。

(6) その他

ア 申請書等及び当該競争入札に参加するために必要な資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、他の入札参加希望者に対して非公開とする。

エ 提出された申請書等は、入札参加希望者に無断で当該競争入札実施及び契約締結以外の用途には使用しない。

## 5 入札手続

(1) 入札書

ア 入札は様式4-1又は4-2の入札書によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」の欄には次により記載すること。

① 入札日に入札権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）自ら入札に参加する場合は、様式4-1を用いて、商号又は名称及び当該支店長等の職氏名を記載すること。

② 入札日に、支店長等から入札に関する一切の事務を前記①以外の者（以下「担当者等」という。）に委任の上、当該担当者等が入札する場合は、様式5の委任状を提出すること。

入札は、様式4-2を用いて、委任者（支店長等）に関する記載の下に、代理人（当該担当者等）の商号又は名称及び氏名を記載すること。

イ 入札書は封筒に入れて密封の上、封筒の表書きとして「入札者の商号又は名称」及び本説明書1(1)の「調達する物品の名称」を記載し、提出すること。

## (2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

## (3) 入札の日時及び場所等

本入札への参加希望者は、入札仕様関連書類（本説明書及び別添の仕様書等）を熟知のうえ、封印した入札書を持参し提出すること。（郵送不可）

ア 日時

令和7年5月12日（月） 10時00分から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 分庁舎2階 教育委員室

## (4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじ引きを辞退できないものとし、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## (5) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がない場合は、開札日において直ちに再度入札を行う。

イ 再度入札は、2回を限度とし、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

## (6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

## (7) 郵便入札

郵便による入札は認めない。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の記載事項が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続きを行うこと。

入札執行前にあっては様式 6 の入札辞退届を電子メールにより提出(開札の日時までに必着。)

し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(10) 調査協力

島根県 GIGA スクール構想推進協議会及び調達自治体が、この契約に係る各自治体の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(11) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県 GIGA スクール構想推進協議会事務局に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(注) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱第11条第 1 項及び第 5 項の規定により設定する。

## 6 契約保証金

各調達自治体で定める規定による。

## 7 契約

(1) 契約の締結

落札者は、仕様書等に基づき、各調達自治体の規定等に則り、各調達自治体とそれぞれ契約を締結するものとする。

なお、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号及び各調達自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、各市町村議会の議決を要するため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに成立するものとする。

(2) 契約書作成の要否

各調達自治体で定める規定による。

(3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 8 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子メールにより提出すること。
- (2) 提出期限並びに提出方法は、次のとおり。

### ア 提出期限

令和7年4月11日（金）17時00分まで

### イ 提出方法

様式3の入札質疑書を電子メールによって提出すること。

### ウ 提出先

10(2)の問い合わせ先

- (3) 提出のあった質疑については、令和7年4月16日（水）に、島根県のHP上に記載することで回答するものとする。

なお、やむを得ない事由により、島根県のHPを閲覧できない入札者については、書面により回答するので、10(2)の問い合わせ先まで連絡すること。

## 9 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 様式
  - ・ 入札参加資格確認申請書（様式1）
  - ・ 品目別明細書（様式2）
  - ・ 入札質疑書（様式3）
  - ・ 入札書（様式4-1又は4-2）
  - ・ 委任状（様式5）
  - ・ 入札辞退届（様式6）

## 10 その他

- (1) 事前提出書類等、入札参加に当たって島根県GIGAスクール構想推進協議会に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、契約予定者が、契約締結までの間に、指名停止等措置要綱に基づく入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約をしない。
- (2) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県GIGAスクール構想推進協議会事務局

〔担当〕島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室

電話 0852-22-6863

電子メール [kyouikurenkei@pref.shimane.lg.jp](mailto:kyouikurenkei@pref.shimane.lg.jp)